

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定にかかる変更箇所
(奈良県疾病対策課からの指導による変更)

資料4

| No. | 発信元 | 資料 | 部 | 章 | 節 | ページ | 旧 | 新 |
|-----|-----|---------|-----|-----|-----|-----|---|--|
| 1 | 県 | 計画本編資料2 | 第2部 | 第1章 | 第3節 | 13 | <p>(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ) 具体的には、準備期において、有事に想定される対策を迅速かつ的確に講ずるために必要な訓練や人材育成、DXを活用した情報収集・分析とリスク評価の体制構築、協定の締結による医療提供体制・検査体制等の整備を重点的に行う。</p> | <p>(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ) 具体的には、準備期において、有事に想定される対策を迅速かつ的確に講ずるために必要な訓練や人材育成(研修の受講等)、市民への情報提供及びワクチン接種体制の構築・強化を重点的に行う。</p> |
| 2 | 県 | 計画本編資料2 | 第2部 | 第1章 | 第4節 | 16 | <p>(1) 平時の備えの整理や拡充</p> <p>③ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善</p> <p>感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。</p> | <p>(1) 平時の備えの整理や拡充</p> <p>③ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善等</p> <p>感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。 また、有事の際、速やかな対応が可能となるようリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。</p> |
| 3 | 県 | 計画本編資料2 | 第2部 | 第1章 | 第4節 | 17 | <p>(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え</p> <p>② 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え</p> <p>県は、病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況変化や社会経済等の状況に合わせて、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることから、市は、県に合わせて市内の対策を講じる。</p> | <p>(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え</p> <p>② 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え</p> <p>県は、病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況変化や社会経済等の状況に合わせて、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることから、市は、市医師会等と連携しながら、必要に応じて地域における医療提供体制の維持や拡充等を行う。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。</p> |
| 4 | 県 | 計画本編資料2 | 第3部 | 第1章 | 第1節 | 33 | <p>(準備期)</p> <p>第3. 関係機関との連携強化</p> <p>1 県や指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。</p> | <p>1 国、県、市及び指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。</p> |

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定にかかる変更箇所 (奈良県疾病対策課からの指導による変更)

| No. | 発信元 | 資料 | 部 | 章 | 節 | ページ | 旧 | 新 |
|-----|-----|---------|-----|-----|-----|-------|---|---|
| 5 | 県 | 計画本編資料2 | 第3部 | 第1章 | 第1節 | 33 | (準備期) 第3. 関係機関との連携強化 2 市等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。 | 2 国、県、市及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。 |
| 6 | 県 | 計画本編資料2 | 第3部 | 第1章 | 第3節 | 34 | (対応期) 第1. 基本となる実施体制の在り方 ※ 府対策本部設置後は速やかに実施体制をとる趣旨について追加。 | 以下の内容を項目の冒頭に追加。 府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。 |
| 7 | 県 | 計画本編資料2 | 第3部 | 第1章 | 第3節 | 35-36 | (対応期) 第2. 市対策本部の設置 1 緊急事態宣言がなされた場合、又は府対策本部及び県対策本部が設置された場合は、直ちに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。 なお、市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。 第3. 市対策本部の廃止 1 府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。 | 第2. 市対策本部の設置 1 緊急事態宣言がなされた場合、又は府対策本部及び県対策本部が設置された場合は、直ちに市対策本部を設置する。 なお、市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。 第3. 市対策本部の廃止 1 市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされ、府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。 |
| 8 | 県 | 計画本編資料2 | 第3部 | 第2章 | 第1節 | 39 | (準備期) 第2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等 3 有事に速やかに感染症情報の市民等への情報提供・共有が図れるよう、市民等への情報提供・共有方法や、コールセンター等の設置をはじめとした市民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について検討する。 | 左記の項目の次に、以下の項目を追加。 4 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。 |

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定にかかる変更箇所
(奈良県疾病対策課からの指導による変更)

資料4

| No. | 発信元 | 資料 | 部 | 章 | 節 | ページ | 旧 | 新 |
|-----|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|---|---|
| 9 | 県 | 計画本編 資料2 | 第3部 | 第2章 | 第2節 | 40 | (初動期) 第2. 双方向のコミュニケーションの実施 2 必要に応じてコールセンターを設置する。 | 2 国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。 |
| 10 | 県 | 計画本編 資料2 | 第3部 | 第2章 | 第3節 | 42 | (対応期) 第1. 基本的方針 1 迅速かつ一体的な情報提供・共有 | 以下の項目を追加。 (4) 市民に最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。 |
| 11 | 県 | 計画本編 資料2 | 第3部 | 第2章 | 第3節 | 42 | (対応期) 第1. 基本的方針 2 双方向のコミュニケーションの実施 初動期の対応を継続して行う(第2節 第2. 1、2) | 以下の内容を追加。 2 双方向のコミュニケーションの実施 国からの要請をうけて、初動期の対応を継続して行う(第2節 第2. 1、2) |
| 12 | 県 | 計画本編 資料2 | 第3部 | 第3章 | 第2節 | 46 | (初動期) 第1. 市内でのまん延防止対策 1 市等は、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。 | 1 市等は、国からの要請を受けて、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。 |
| 13 | 県 | 計画本編 資料2 | 第3部 | 第4章 | 第1節 | 51 | (準備期) 第4. 接種体制の構築 1 接種体制 (1) 新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、一般社団法人生駒市医師会等(以下、「市医師会等」という。)の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行う。 | 1 接種体制 (1) 新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、一般社団法人生駒市医師会等(以下、「市医師会等」という。)の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整と訓練を平時から行う。 |

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定にかかる変更箇所
(奈良県疾病対策課からの指導による変更)

資料4

| No. | 発信元 | 資料 | 部 | 章 | 節 | ページ | 旧 | 新 |
|-----|-----|---------|-----|-----|-----|-----|---|---|
| 14 | 県 | 計画本編資料2 | 第3部 | 第4章 | 第1節 | 52 | <p>(準備期)</p> <p>第4. 接種体制の構築 2 特定接種 (1) 市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。 このため、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。</p> | <p>2 特定接種 (1) 市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。 なお、特定接種の対象者のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体となり、原則として集団的な接種により接種を実施することとなる。また、登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。 このため、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。</p> |
| 15 | 県 | 計画本編資料2 | 第3部 | 第4章 | 第3節 | 63 | <p>(対応期)</p> <p>第4. 情報提供・共有 1 情報提供・共有</p> | <p>以下の内容を追加。</p> <p>1 情報提供・共有 (2) 接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。</p> |
| 16 | 県 | 計画本編資料2 | 第3部 | 第7章 | 第2節 | 71 | <p>(初期期)</p> <p>第2. 遺体の火葬・安置 1 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。</p> | <p>第2. 遺体の火葬・安置 1 県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。</p> |
| 17 | 県 | 計画本編資料2 | 全体 | | | — | — | <p>その他、表現などにかかる軽微な変更を行いました。</p> |